

平成23年度 6次産業化推進整備事業

のうち農商工等連携タイプの概要

農林漁業者等と食品産業事業者の連携による農林漁業用機械・施設や食品の加工・販売施設の整備を支援します

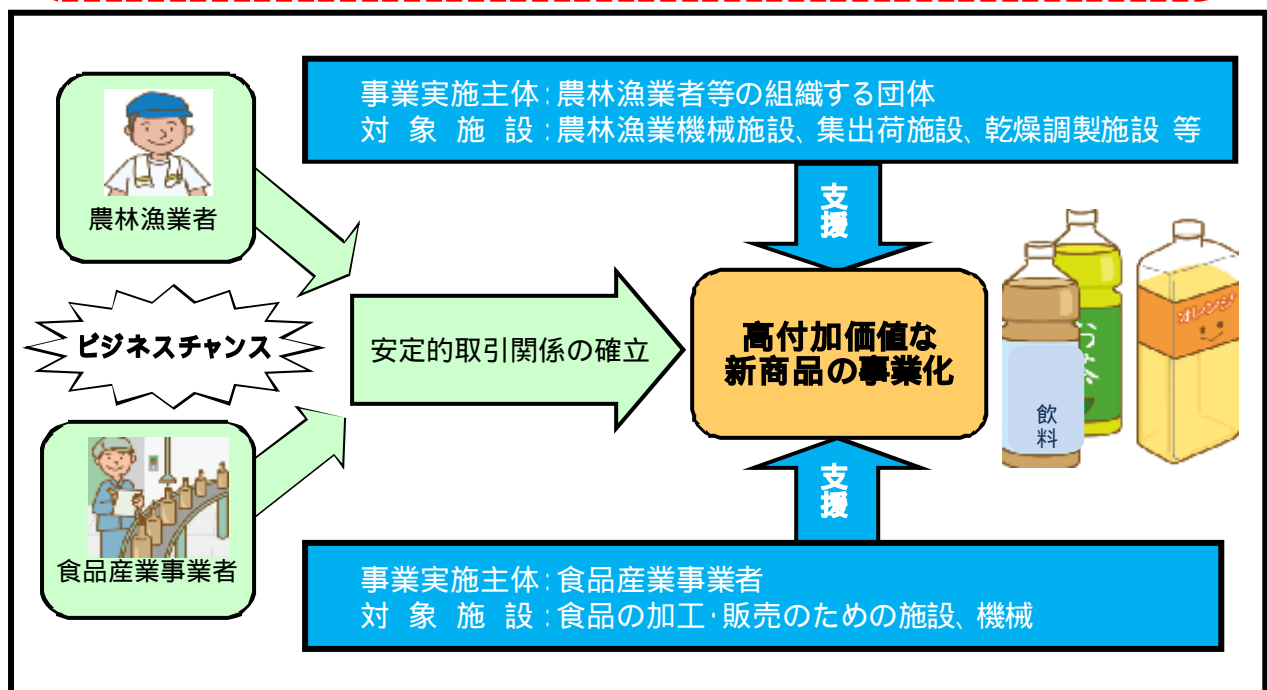
1 事業の目的

農林漁業者等と食品産業事業者が安定的取引関係を確立し、新商品等(*)の事業化の取組を行う場合に必要になる農林漁業用及び食品加工・販売用の機械・施設の整備を支援します。

* 「新商品等」とは

新商品等とは食品であって、次のいずれかに該当するものをいいます。

- a) 商品そのものが新規性を有していること
- b) 原材料そのものが先進性や独自性を有していること(新品種の農林水産物やこれまで捨てられていた規格外品の有効活用等)
- c) 製造工程が先進性や独自性を有していること(新加工技術の利用等)

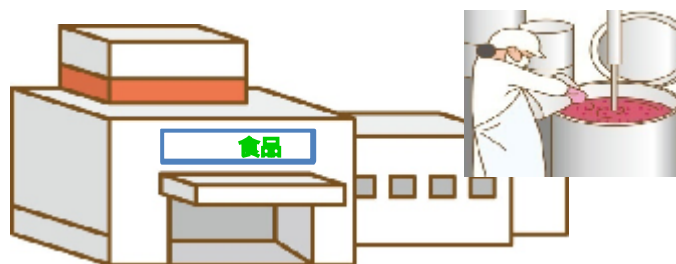


2 事業実施主体

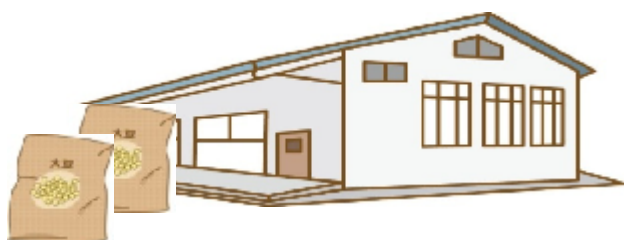
- (1) 食品産業事業者(大企業、個人は除きます。)
- (2) 農林漁業者団体等(農林漁業者3戸以上が主な構成員又は出資者となっている団体に限ります。)

3 補助の対象となる施設

- (1) 食品の加工・販売に必要な機械・施設
・農林漁業者等と食品産業事業者との間で、新商品等の原材料となる連携農林水産物(*2)を有効に活用した食品の加工・販売に必要な機械・施設
ただし、販売施設は、加工機械・施設の整備と一体的に整備するものに限ります。



- (2) 連携農林水産物の生産等のために必要な機械・施設
・農林漁業用機械、育苗施設、集出荷施設、乾燥調製施設等



*2 「連携農林水産物」とは

新商品等の原材料であって、新商品等の重要なセールスポイントを形成する上で不可欠な属性を有する農林水産物をいいます。

4 補助率等

事業費の2分の1以内、補助の上限額は1億円

5 主な成果目標

目標年度(3～5年後)において、次に掲げる全てを満たす必要があります。

- (1) 新商品等の原材料となる連携農林水産物について、仕入金額の50%以上を安定的取引関係を確立する農林漁業者等(以下「連携農林漁業者」という。)から調達すること
- (2) 連携農林水産物は、全て地域で生産された農林水産物であること
- (3) 当該新商品等の加工・販売に使用する全ての原材料農林水産物のうち、地域の農林水産物の仕入金額の割合が80%以上であること



6 主な採択基準

以下の基準を満たす必要があります。

- (1) 農林漁業者等と食品産業事業者との間で、新商品等の原材料となる連携農林水産物について3～5年間、安定的な取引を行うことが見込まれること
- (2) 連携農林漁業者と食品産業事業者が共同して連携計画を作成するとともに、安定的取引関係に係る契約書等を締結すること
- (3) 連携農林漁業者は3戸以上であること
- (4) 目標年度に成果目標の達成が確実に見込まれること
- (5) 投資効率(費用対効果)が1.0以上であること

7 考慮事項

公募要領に定める審査基準の他、行政施策との関連性を考慮するため審査では、次に掲げる観点に基づき評価をします。

- (1) 農商工等連携促進法に基づき認定された農商工等連携事業計画
- (2) 国その他公的支援を受けて開発された新商品等

8 利用方法

- (1) 支援対象や内容、募集期間、公募要領等の詳細については、農林水産省のホームページに掲載しています。
【URL】<http://www.maff.go.jp/j/soushoku/sanki/nosyoko/index.html>
- (2) 事業実施主体の候補者は第三者による選定審査委員会の手続を経て決定されます。
- (3) 候補者の事業実施計画について、地方農政局長等がこれを審査・承認した後に、補助金の交付決定が行われます。

9 お問い合わせ先

事業実施場所の都道府県を管轄する次の地方農政局等となります。

- **北海道農政事務所農政推進課** 電話：011-642-5410(直通)
【担当都道府県：北海道】
- **東北農政局生産経営流通部食品課** 電話：022-263-1111(内線4066)
【担当都道府県：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県】
- **関東農政局生産経営流通部食品課** 電話：048-600-0600(内線3145)
【担当都道府県：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県】
- **北陸農政局生産経営流通部食品課** 電話：076-263-2161(内線3396)
【担当都道府県：新潟県、富山県、石川県、福井県】
- **東海農政局生産経営流通部食品課** 電話：052-201-7271(内線2343)
【担当都道府県：岐阜県、愛知県、三重県】
- **近畿農政局生産経営流通部食品課** 電話：075-414-9025(直通)
【担当都道府県：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県】
- **中国四国農政局生産経営流通部食品課** 電話：086-224-9415(直通)
【担当都道府県：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県】
- **九州農政局生産経営流通部食品課** 電話：096-211-9111(内線4543)
【担当都道府県：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県】
- **内閣府沖縄総合事務局農林水産部食品・環境課** 電話：098-866-1673(直通)
【担当都道府県：沖縄県】

その他、全般に係る問い合わせ先

- **農林水産本省総合食料局食品産業企画課農商工連携推進班**
電話：03-3502-8111(内線4134)